

平成18事業年度
(第3期事業年度)

事業報告書

平成19年6月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

《目 次》

1 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

1	設置目的及び業務の範囲	1
2	センターの所在地	1
3	資本金	1
4	役職員の状況	1
5	沿革	2
6	設立の根拠となる法律名	2
7	主務大臣	2
8	審議等機関	2
	（1）運営評議会	
	（2）研究活動委員会	

2 事業の実施状況

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するために実施した措置

1	組織の整備状況	3
	（1）役員	
	（2）事務組織	
	（3）研究組織	
2	外部委託の検討・実施状況	3
3	事務情報化の推進状況	4
4	経費の削減状況	4

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために実施した措置

1	国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	5
	（1）財産管理に関する協力・助言	
	（2）財産処分に関する協力・助言	
2	施設費貸付事業及び施設費交付事業	6
	（1）施設費貸付事業	
	（2）施設費交付事業	
3	寄附金の受入れ及び配分	10
4	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	10
	（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動	
	（2）内外の高等教育財政に関する調査研究活動	
	（3）国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析	
	（4）IMHE事業等への参加	
	（5）調査研究成果の公開	
5	セミナー・研修事業の開催・実施	14
	（1）大学トップマネジメントセミナー	
	（2）大学財務・経営セミナー	
	（3）大学職員スキルアップ研修	
6	国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供	15
7	財務・経営の改善に関する協力・助言	16

8	大学共同利用施設の管理運営	17
	（1）学術総合センター共用会議室の管理運営	
	（2）キャンパス・イノベーションセンターの管理運営	
9	国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築	18
10	旧特定学校財産の管理処分	18
11	承継債務償還	19
Ⅲ	短期借入金の借入状況	19
Ⅳ	重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	19
Ⅴ	剰余金の使用実績	19
Ⅵ	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	人事に関する計画の策定・実施状況等	20
	（1）人事に関する計画	

1 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

1 設置目的及び業務の範囲

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（以下「センター法」という。）（平成15年法律第115号）に基づいて設置された機関であり、センター法第3条の「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」の目的を達成するため、センター法第13条において次の業務を行うこととされている。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- ⑤ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑥ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターの所在地

千葉県千葉市美浜区若葉2-12

3 資本金

センターの資本金は、平成19年3月末で96億1百万円となっている。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものである。

土地については、学術総合センターの土地の4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円である。

建物については、学術総合センター40億91百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（CIC東京）15億59百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（CIC大阪）14億74百万円となっている。

4 役職員の状況

独立行政法人通則法第18条及びセンター法第6条の規定に基づき、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

また、総務部及び研究部に教職員が26名配置されている。

(H19.3.31現在)

役員	総務部	研究部	計
3(1)	22	4	29(1)

※（ ）は非常勤で外数

5 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなった。

- 平成4年4月1日 ○文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足
- 平成4年4月10日 ○文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定
 - 準備室長に前川 正が就任
 - 創設準備室を文部省内に設置
- 平成4年5月6日 ○「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布
- 平成4年7月1日 ○「国立学校財務センター」設立。
 - 初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任
- 平成11年4月1日 ○第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任
- 平成15年7月16日 ○独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布
- 平成16年4月1日 ○独立行政法人国立大学財務・経営センター設立
 - 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任

6 設立の根拠となる法律名

「独立行政法人通則法」及び「独立行政法人国立大学財務・経営センター法」

7 主務大臣

センター法第21条により主務大臣は、文部科学大臣とされている。

8 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置している。

（1）運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置している。

（2）研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっている。

2 事業の実施状況

平成18年度においては、年度計画に基づき次の事業を行った。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために実施した措置

1 組織の整備状況

(1) 役員の状況

役員については、前年度同様、理事長、理事及び監事2名（常勤1名、非常勤1名）の体制を維持した。

(2) 事務組織の状況

事務組織については、前年度において、総務部の3課（総務課、施設助成課、経営支援課）及び審議役の体制としたところであるが、本年度は、経営相談事業をより効率的かつ効果的に実施するため、以下のとおり組織の見直しを行った。

① 経営相談室の設置

国立大学法人等に対する経営相談事業を円滑に実施するため、経営支援課に「経営相談室」を設置し、室長に経営支援課長、室長補佐に施設助成課課長補佐及び経営支援課課長補佐を充てるなど、事務組織全体で経営相談事業を推進する体制を整えた。

② 経営情報系の設置

経営支援課に経営情報係を設置し、①国立大学法人等の財務及び経営の改善に関する情報の収集並びに協力及び助言、②「国立大学法人財務・経営情報提供システム」の構築等に当たらせるとともに、「経営相談室」のスタッフとして機能させることとした。

なお、この設置に当たっては、施設助成課主任助成員を1名減した。

(3) 研究組織の状況

研究組織については、前年度同様、研究部を置き、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制とした。

また、研究部の人員については、研究部長（教授）1名、教授1名、助教授2名の計4名の常勤職員を配置した。その他、7名の客員教員（うち1人は外国人客員教員）を配置した。

2 外部委託の検討・実施状況

① 学術総合センター共用会議室の管理運営業務

学術総合センター一橋記念講堂及び共用会議室においては、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、平成16年度には、平日の予約受付補助業務、平日夜間・土休日昼夜間の利用者サポート業務及び会場設営サービス業務の外部委託を実施し、平成17年度には、これらに加え、予約受付業務と請求補助業務の外部委託を実施し、利用サービス業務の効率化を図ってきた。

本年度は、外部利用者がホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。

② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務

キャンパス・イノベーションセンターにおいては、適切な管理運営の実施と効率化を図るため、平成16年度から警備、清掃及び受付等の管理運営全般の外部委託を実施しており、また、一時利用室

については、会場設営の準備時間に配慮した鍵の貸出し、館内機器の取扱い補助業務への対応など利用者の要望を踏まえて適切に対応してきた。

なお、キャンパス・イノベーションセンター東京地区については、夜間防犯体制強化のため、夜間警備業務の外部委託を実施した。

③ セミナー・研修事業に係る業務

セミナー・研修事業に係る業務については、平成16年度までは、資料準備、運営実施に係る業務について本センター事務職員が総動員態勢で対応してきたが、平成17年度からは、当該業務のうち、資料印刷（印刷、帳合い、封入作業）、開催当日の運営補助（受付、資料配付、講演者対応）の外部委託を実施したことにより、職員の負担軽減・事務職員の講演者等との円滑な連絡・調整、追加配付資料への迅速な対応等セミナー参加者へのサービス向上が図られた。

本年度は、開催通知の発送、参加者名簿作成等の作業を外部委託とした。

3 事務情報化の推進状況

(1) 事務情報化推進計画の着実な実行

① グループウェアの導入

本年度は、更なる効率的・効果的な業務運営を実現するため、スケジュール管理・掲示板・ファイル管理・設備管理・電子決裁等のシステム機能を持つグループウェアを新たに導入した。

これにより、全職員のスケジュール管理が可能となったほか、掲示板機能による職員への連絡事項の通知や意見照会、設備管理機能による会議室等の予約が可能となり、迅速な情報の提供と共有が図られた結果、業務運営の簡素化・迅速化につながるとともに、より一層のペーパーレス化の推進にもつながった。

② 債権・債務管理システムの導入

施設費貸付事業に係る債権及び債務の効率的・効果的な業務運営を確保するため、a. センターの債権額及び債務額の的確な把握（＝損失発生防止、一括管理による事務負担の軽減）、b. 貸付金利の上乗せ率の算定（＝損失発生防止）、c. 余裕金の発生時期の把握（＝余裕金の効率的な資金運用）を目的として、「債権・債務管理システム」の導入を行った。

③ 会議室予約管理システムの導入

学術総合センター共用会議室の管理運営業務について、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、来年度から本格的に稼働させるべく運用にあたっての試行・検証を行った。

(2) 施設費貸付事業及び施設費交付事業等の実施に係る情報の共有化の実施

事務の重複を防止し、より効率的な事務執行を確保するため、センター共有ドライブ内に施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る情報共有ファイルを作成し、情報の共有化を実施した。

4 経費の削減状況

① 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。

a 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、乗用自動車借上請負契約の見直し等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、3.17%の効率化を達成した。

b 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減等により、事業費の決算額において、1. 26%の効率化を達成した。

② 大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

大学共同利用施設の管理運営費については、消耗品の削減とともに、キャンパス・イノベーションセンター（東京地区）の電力契約を見直し、効率化を図った。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために実施した措置

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

(1) 財産管理に関する協力・助言

① 各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集等

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。具体的には国立大学法人等からの相談によって新たな課題の情報を収集するとともに、法人化前の情報の蓄積を加え、当該相談に対する助言等を行うこととしている。

本年度は、国立大学法人等から財産管理等に係る30件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウの蓄積等や専門家の活用により当該相談に適切に対応した。

また、情報提供の一環として、当センターホームページに「施設整備の情報提供」のページを新設し、財産処分等に関する相談・助言事例を紹介するなど、積極的な情報提供に努めた。

さらに、当センターが本年度より毎月1回国立大学法人等向けに発行することとなったメールマガジンに「財産管理・施設整備に関する情報提供」のコーナーを設け情報発信を行うとともに、当該メールマガジンにより広く協力・助言事例の募集を行ったところである。

② 財産管理に関する法律相談等

国立大学法人の財産管理に関する相談のうち、高度、かつ、専門的な内容の相談の問題解決のため、センターとして顧問弁護士等の専門家を委嘱しており、相談の内容に応じて、当該専門家に法律相談を行うこととしている。

今年度は建物移転に伴う土地売却の際の補償範囲についてや賃貸の媒介に係る宅地建物取引業法への抵触についてなど、30件の相談のうち13件の高度、かつ、専門的な内容の相談を受け付けており、不動産関係諸法及び財務関係に精通している弁護士、司法書士などの専門家を活用するなどして当該相談に適切に対応した。なお、今年度は税務に係る国立大学法人等からの相談に応じるため、新たに税理士に委嘱を行い、当該相談に適切に対応した。

(本年度の相談の実績)

相談等の内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持管理関係	そ の 他	合 計
相 談 件 数	14 (0)	7 (7)	9 (6)	30 (13)

※ () 内の数値は、法律相談で内数である。

③ 研究協議会の開催

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を開催することとしている。

本年度は、国立大学法人等にアンケートを実施し、ニーズ、要望を聴取の上、2回開催した。

第1回目の研究協議会は、平成18年9月に国立大学法人等の実務担当者274人を対象に、①

減損会計について、②新たな整備手法による施設整備等について、をテーマとして開催した。なお、この研究協議会終了後、アンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」又は「概ね参考になった」との回答が97.7%であり、参加者の満足度は高かった。

また、第2回目の研究協議会は、平成19年2月に国立大学法人等の実務担当者261人を対象に、①複式簿記の会計情報と資産管理、②宿舍等管理業務のアウトソーシングについて、③国立大学におけるPFI会議の活用とその課題、をテーマとして開催した。なお、この研究協議会においても終了後にアンケート調査を実施した結果、「大変参考になった」、「参考になった」又は「概ね参考になった」との回答が99.0%であり、参加者の満足度は高かった。

なお、アンケート用紙に色紙を使用するなどアンケートの回収率の向上に努めたところである。

また、当センターホームページに「施設整備の情報提供」のページを新設し、過去の研究協議会の会議資料を掲載するなど、積極的な情報提供に努めた。

(2) 財産処分に関する協力・助言

① 処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言の実施

処分促進方策調査協力者会議は、国立大学法人等からの求めに応じて開催することとなるが、本年度は、国立大学法人等からの求めがなかったため、「処分促進方策調査協力者会議」を開催していない。なお、土地の交換譲渡についてなど、財産処分等の相談はあったものの、処分促進方策調査協力者会議の開催に至るまでの事案は生じなかった。

なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。

② 財産処分関連業務の実施

財産処分関連業務の受託は、国立大学法人等からの求めに応じて実施することとなるが、本年度は、国立大学法人等からの求めがなかったため、平成19年3月末現在で「財産処分関連業務の受託」を実施していない。なお、土地の交換譲渡についてなど、財産処分等の相談はあったものの、財産処分関連業務の受託に至るまでの事案は生じなかった。

なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

① 施設費貸付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行っており、貸付けに当たっては、文部科学大臣の定め及びセンター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づいて実施することとしている。

本年度は、29国立大学法人（63事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、65,817百万円の貸付を行った。

なお、当初計画額と実際の貸付額との差額283百万円は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたためであり、計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じた円滑な事業が実施できた。

(本年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(27大学法人) (49事業) 42,480	—	(27大学法人) (49事業) 42,480	(27大学法人) (49事業) 42,206	—	(5大学法人) (6事業) 274

病院特別医療機械整備費	(14大学法人) (14事業) 23,620	—	(14大学法人) (14事業) 23,620	(14大学法人) (14事業) 23,611	—	(6大学法人) (6事業) 9
総計	(29大学法人) (63事業) 66,100	—	(29大学法人) (63事業) 66,100	(29大学法人) (63事業) 65,817	—	(10大学法人) (12事業) 283

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「施設費貸付規程」、「貸付金債権管理規程」、「施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」を整備し、償還確実性の確保等事業実施に万全を期しているところである。

b 具体的審査内容

センターにおける審査としては、前年度の概算要求時及び文部科学省への借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からの借入申請時における本審査、財務諸表確定後における事後審査を実施している。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時において文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、国立大学法人から提出を受けた契約状況一覧及び資金計画により、事業内容、進捗状況、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、事業内容、償還計画及び担保力について総合的な審査を実施した。具体的には、文部科学省が定める事業内容（目的・借入金額・資金使途等）と申請内容との整合性かどうか、また、診療収入に占める単年度当たりの元利金償還額の割合が原則として事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、附属病院収入に占める債務残高の割合が原則として診療収入の100分の40以内であるかどうか及び担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

また、国立大学法人の財務諸表確定後には、事業の実施状況、財務状態及び担保物件の異動状況等について検証を行うこととしている。さらに附属病院に係る診療報酬の推移等多角的側面からの視点も必要であるため、国立大学法人から提出された複数年分の経営管理の指標に関する資料を一覧表にすることにより、診療収入、医業費用等の過去からの推移を検証し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認することとしている。

なお、職員の審査能力等向上のため、証券会社等民間機関が主催するセミナー等へ参加するとともに、センターにおいて銀行等に依頼し勉強会を実施した。

③ 施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から60,817百万円の長期借入を行った。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した（（株）格付投資情報センター（R&I）AA+）。

(本年度財源調達実績)

(単位：百万円)

区 分	予 算 額		調 達 額		不 用 額 等	
	財政融資資金	債券発行	財政融資資金	債券発行	財政融資資金 借入不用額	債券発行差金
施 設 整 備 費	42,480	—	42,206	—	274	—
病院特別医療機械整備費	18,620	5,000	18,611	5,000	9	—
合 計	61,100	5,000	60,817	5,000	283	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

c 資金需要及び工期遅延に対する対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金需要に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は月1回実施し、センター債券の発行は、国立大学法人の資金需要及び市場環境を勘案して平成19年2月7日に実施した。

なお、大学での工期の遅延等により資金計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月初めに資金計画、支払日程調査票の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど前年度以上に連絡を密にして対応した。さらに翌年度への繰越及び不用額の抑制を図るために、平成18年10月26日付け事務連絡を發出し注意喚起を図った。この結果、昨年度に続き今年度も工期の遅れ等による翌年度への繰越事例は1件もなく円滑に実施できた。

④ 債権回収及び債務償還の状況

施設費貸付規程等に基づき、国立大学法人から確実に貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を行った（回収・償還は毎年度9月及び3月）。

なお、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、a 状況報告書の徴取（毎事業年度終了後、事業状況報告書、事業完了報告書を徴取）、b 財務諸表等の徴取（貸付期間中、毎事業年度終了後前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）、c 現地調査（年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向いて行う現地調査）を実施した。

また、国立大学法人等の施設費貸付事業担当者向けに平成16年7月に作成した「施設費貸付事業借入等の手引き」の内容を更新するとともに、当該手引きの内容を周知するため、平成18年11月29日に説明会を開催した。

(本年度回収及び償還実績)

(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況					債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	元 金 償還額	利 子 支払額	年度末 債務残高	元 金 回収額	利 子 回収額	年度末 貸付残高
財政融資資金	120,610	60,817	2,121	1,791	179,305	2,121	1,908	189,303
センター債券	5,000	5,000	—	58	10,000			
合 計	125,610	65,817	2,121	1,849	189,305			

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。
- ※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、債券発行諸費用に充当。
- ※ センターの年度末債務残高と国立大学法人への年度末貸付残高との差額は、債券発行差金である。

(2) 施設費交付事業

① 施設費交付事業の実績

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、施設整備に必要な資金の交付を行っており、交付に当たっては、文部科学大臣の定め、センター法により準用する補助金適正化法及びセンター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）に基づいて実施することとしている。

本年度は、90国立大学法人等（91事業）に対し、施設整備等に必要な資金として、8,333百万円を交付した。

なお、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、交付金は国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより支払を行ったところであるが、額の確定時において1大学で14百万円の不用額が生じたところである。当該不用額は、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたためであり、事業は計画通り円滑に実施できたところである。

(本年度の交付実績)

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	翌年度繰越額	不用額
営繕事業費	(90大学法人等) 5,347	(90大学法人等) 5,347	(90大学法人等) 5,333	—	(1大学法人等) 14
不動産購入費	(1大学法人等) 3,000	(1大学法人等) 3,000	(1大学法人等) 3,000	—	—
総 計	(90大学法人等) 8,347	(90大学法人等) 8,347	(90大学法人等) 8,333	—	(1大学法人等) 14

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

② 施設費交付事業の適正な実施

施設費の交付に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）」等に基づき、各大学から、法人名、事業名、交付申請額、その目的と内容等を記載する交付申請書の提出を受け、a 当該申請に係る交付金が法令及び文部科学大臣の定めに違反しないか、b 目的・内容が国立大学等の教育研究環境の整備充実を図るためのものか、c 交付申請額が土地の取得、施設の設置等及び設備の設置に必要な資金か、金額の算定に誤りがないかについて審査し、適性と認められたため交付決定を行った。

また、当該事業完了後、各大学から実績報告書が提出され、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

さらに、年2回（春・冬）、センター職員が国立大学法人（抽出：21大学）に出向き、交付対象事業に係る現地調査を実施した。

なお、本年度は、工期の遅延について、より国立大学法人等と連絡を密にして対応するとともに、翌年度への繰越及び不用額の抑制を図るために、平成18年10月26日付け事務連絡を発出し、注記喚起を図った結果、昨年度に続き今年度も工期の遅れ等による翌年度への繰越事例は1件もなく円滑に実施できた。

③ 施設費交付事業の財源の確保

施設費交付事業の財源とするため、国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、12国立大学法人等から財産処分収入の一部が納付（1,195百万円）された。

また、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の余裕金を国債購入により運用し、5百万円（※）の運用利益を得たところである。

※ 5百万円は平成18年度における現金収納額。その他平成19年度に満期となる国債に係る利息が35百万円ある。

3 寄附金の受入れ及び配分

① 寄附金受入れの促進・普及

平成18年3月に、センターの業務に理解の深い企業を訪ね、制度の趣旨の理解と啓発を行った。その結果、2社からは、寄附について理解が得られたものの、結果として本年度の受入れには至らなかった。

このため、本年度は、本センターの寄附金を活用した経営支援事業を、より多くの企業等に理解してもらうため、パンフレット「寄附金募集のご案内」を作成し、理事長・理事を中心に直接企業を訪問し、趣旨の理解と啓発を行った。

今後も、企業等に制度の趣旨を理解してもらうため、パンフレットの配布、啓発を積極的に行うこととしている。

② 配分

寄附金の受入れはなかった。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④IMHE事業等への参加等を行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。

（1）大学の財務・経営に関する調査研究活動

① プロジェクト研究の実施

研究部では、本年度は、国立大学法人化後の実態調査および先進的事例を分析するプロジェクト研究を実施し、具体的には、下記の2段階に分けて、組織、財務、人材、施設の4つの側面から国立大学法人の運営改善に資する情報の提供を行った。

- a 法人化後の国立大学の実態調査結果に対して基礎的な分析を行い、法人化前の状況と対比しながら、現況を速報的に情報提供すること。
- b 法人化後の国立大学の実態調査結果に対して詳細な分析を行い、法人化前後の変化をより実証的に明らかにし、情報提供すること。また、先進的事例に関する情報収集を行い、分析対象に加えること。

② 国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究

a 法人化後の実態調査（基礎的分析）

本年度は、平成18年1月に実施した学長等（担当理事含む）を対象としたアンケート調査の基礎的分析をまず行い、その結果を平成18年6月に『国立大学の財務・経営の実態に関する全国調査 中間報告書』およびその別冊（自由回答の抜粋）として取りまとめ、公開した。なお、アンケートの回収率は、中間報告書の作成段階では92%（79/86）であったが、最終的には98%（84/86）とほぼ悉皆に近い実績となっており、法人化後の国立大学における組織、財務、人材、施設の実態を知るための情報としては、他に類例のない詳細かつ有益なものが収集された。

当該報告書は、全国立大学の学長および担当理事や大学図書館等に配布するとともに、センタ

一主催の各種セミナー・シンポジウムの際にも希望者へ配布した（700冊）。なお、国立大学協会からもその結果に関心が寄せられ、経営支援委員会の財務・施設小委員会（平成18年8月30日）および経営支援委員会の人事・労務小委員会（平成18年9月14日）において結果概要の紹介を行っている。また、12月以降は、センターのホームページでの公開も行った（ダウンロード数推計：中間報告書179件・別冊127件）。

b 法人化後の実態調査（詳細分析）

上記の基礎的分析の結果を踏まえ、回答率98%を得たアンケート調査の最終データをもとにさらに詳細な分析を実施した。分析にあたっては、検討をのべ3回にわたり行い、組織、財務、人材、施設の4つの側面から集中討議と詳細な分析を行った。そして、分析結果については、平成19年3月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』として報告書の形で取りまとめられた。

当該報告書については、全国立大学の学長および担当理事や大学図書館等に配布され（490冊）、また来年度にはセンターのホームページで公開する予定である。なお、平成19年3月10日に『国立大学の法人化は何をもたらしたか』と題したシンポジウムを開催し、全国の国立大学関係者162人の参加を得て、その成果を発表している。また、この報告書から研究内容をさらに発展させ、来年度には研究報告第10号として取りまとめる予定である。

その他に、本年度は、アンケートへの記載事項を実地に確認し、国立大学法人化後3年目の実態を把握するため、5大学（東北大学・鹿児島大学・神戸大学・愛知教育大学・熊本大学）への訪問調査を実施した。この訪問調査の結果については、上記の詳細分析に役立てられている。

なお、この研究成果を継承し、新たな展開に繋げるべく、来年度は国立大学の授業料設定と基盤的教育研究経費に関する研究などを進める予定である。そうした中で、国立大学の財務情報をさらに有効に活用し、その経営の改善に役立てるための方途を探求していきたいと考えている。

国立大学の財務については、法人化以前においては情報がほとんど開示されず、研究に必要な資料を得ることが著しく困難であった。しかし、法人化後2年目に初めての財務諸表が公表され、3年目に入り法人化後の経年比較が可能になるに及んで、財務・経営に関する調査研究活動の発展可能性は飛躍的に高まりつつある。

国立大学法人等の財務・経営の改善を支援するセンターとしては、各種調査やシンポジウム、研究会等の活動を通じて、各国立大学法人、国立大学協会及び文部科学省等との連携協力体制の構築に努めているところである。上記アンケート調査の極めて高い回答率や国立大学協会の小委員会における調査結果概要報告、シンポジウムへの文部科学省からの協力など、こうした体制作りは着実に進んでいる。

『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』の概要

法人化後約2年を経た国立大学の実態を組織、財務、人材、施設の4つの側面から明らかにするため、平成17年度に実施した全国立大学の学長・担当理事を対象としたアンケート調査結果を中心に詳細な分析を行った。

この類の調査は前例がなく、また、平成17年度までに実施した法人化前の国立大学における①新規概算要求、②外部資金、③学内での資金配分、及び④資金・資源の活用に関しての詳細な分析と比較することにより、法人化前後の国立大学の財務・経営の実態の変化が明らかにされた。

例えば、学内資金配分などの重要な意思決定に際して、法人化後に出来た新しい意思決定機構（役員会、経営協議会、教育研究評議会）は概ね機能しているものの、経営協議会の機能は相対的に低く評価されていること。学長によるトップダウン型の統制が根づく一方、学内資金配分にあたっては、トップの裁量的経費よりも競争的・重点的配分経費の拡大が進んでいること。その一方で基盤的な教育・研究費の減少及び不足感の高まりが法人化前から加速的に進んでいること。専門性のある人材の不足や施設の維持・整備の財源不足が恒常的問題点として認識されていること。などが明らかになっている。

(2) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

① 米国における先進的学内資金配分システムについて調査・研究

本年度は、前年度に引き続き、米国州立大学における先進的学内資金配分システムについて調査・研究を行った。そこで調査対象校に選定したインディアナ大学は、米国の州立大学の中で、責任センター資金配分(Responsibility Center Budgeting/ Management)を二番目に導入した大学であり、州立大学の中で90年代以降導入が進みつつある責任センター資金配分のモデルケースとなっているものである。その特徴は、各部局に収入・支出を帰属させ、それを分権的に管理することにより、より効率的・効果的な財務マネジメントを可能とするよう設計されている点にある。本年度は、当該校の事例を『米国州立インディアナ大学におけるResponsibility Center Budgetingに関する事例紹介報告書』にまとめ、平成18年11月に公表し、情報提供を行った。また、平成19年2～3月に当該校への追加調査を実施し、当該モデルの国立大学への応用可能性について検討を進めた。

② ニュージーランドにおける高等教育財政と予算配分制度改革についての調査・研究

ニュージーランドにおける2002年の教育法改正以降の高等教育政策の転換と予算配分制度改革の動向について調査・研究を行った。具体的には、同国教育省及びダニーデン市にメインキャンパスを擁するオタゴ大学の関係者からマクロ的な高等教育財政の現状、チャーター（国家戦略に整合した大学の戦略目標）とプロファイル（チャーターに対する3年間の運営計画）を使用したマネジメント、フルタイム換算学生数比例の予算配分から業績ベース研究資金への転換とその効果測定などについて説明を受け、両国の高等教育財政を比較した討議を行った。

また、オタゴ大学の最高運営責任者から、個別大学のミクロの組織・財務運営について、学内資金配分制度を中心に、その成り立ちと現状に対する評価の説明をあわせて受けた。この調査・研究の成果については、来年度、センター研究紀要『大学財務経営研究』（第四号）において研究論文の形でその一端が公表される予定である。

③ 欧州における高等教育圏構想と財政システムについて調査・研究

上記の調査研究のほか、平成19年3月29～31日にポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会(EUA)の第4回総会に参加し、欧州高等教育圏(EHEA)構想(ボローニャ・プロセス:欧州内の高等教育機関における履修単位互換を可能とし、学生や教職員の流動性や雇用可能性を高め、欧州全体の高等教育の競争力を向上させる計画)の進展状況と課題について調査を行った。この総会では、特にファンディングに関係する分科会に出席し、機関補助の欧州標準体系に関する合意の可能性、機関補助に利用する共通指標開発の是非、英国で採用されているような総経済コスト・アプローチの横断的な導入可能性などについて、欧州各国の利害調整の状況等を把握した。また、リスボン大学及びリスボン新大学に対して、ミクロの大学運営と学内資金配分システム(原則として政府の定めた算定式を使用)についてヒヤリング調査を実施した。この調査研究で得られた情報については、教育学術新聞に寄稿して一般に公表していく予定である。

国立大学に対するファンディングについては、運営費交付金を成果重視の競争的配分に転換する論調が昨今マスコミに大きく取り上げられるようになってきた。また、学内資金配分は、法人化によって各大学に大きな裁量が与えられたが、多くの大学では効果的な方策を模索している。こうした諸外国の取組状況に関する調査研究は、こうした変革期にある国立大学法人の財務・経営の改善の参考に資するものとして重要性を持っている。

(3) 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

① 関係資料の収集

『平成18年度版国立大学の財務』の刊行に関連して、平成17年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料(予算、収支計画、及び資金計画など)を収集した。

② 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、『国立大学の財務』の取りまとめ方針を検討する会議(国立大学法人財務分析研究会)における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群(財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性)の研究開発を

前年度から継続して行った。

具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書で得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを前年度と同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。特に今年度新たに追加した分析としては、財務諸表が2年度分揃ったことにより経年比較分析を実施し、また問題点が指摘されつつも附属病院のセグメント情報が充実されたことなどを受けて、分析指標の拡充を図った。

なお、これらの分析の結果を用いて、後述する『平成18年度版 国立大学の財務』が刊行された。また、この他に、センター主催のセミナー・研修事業等に際し、調査研究成果を踏まえた専門的見地から支援を行った。

(4) IMHE事業等への参加

① OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業への参加等

OECDのIMHE事業と密接に関係する日英高等教育に関する協力プログラム（平成18年8月10日・日英合同推進委員会主催）に参加し、今後のプログラム推進について英国側（イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）等）と協議を行った。また、これに加えて、OECDによる我が国の高等教育に関するレビューのための訪問調査に対して対応を行った（平成18年5月16日）。

② 諸外国の高等教育機関との研究交流等

ポルトガルのリスボンで開催された欧州大学協会（EUA）の第4回総会に参加し、ファンディングに関する分科会への参加等を通して、ベルギー、ドイツ、オランダ、ポーランド、チェコ、ブルガリアといった国々の大学の学長等要職者と交流をはかり、将来の研究協力に向けて基盤を得ることが出来た。

また、北京大学における「日中高等教育財政シンポジウム」（平成18年9月17～18日）において、日本の公立大学の財政基盤と地方交付税の果たしている役割について研究発表を行った。このシンポジウムを通して、北京大学中国教育財政科学研究所及び中国国内の主要高等教育機関の要職者と交流を深め、将来の研究交流に向けた人脈形成が出来た。

さらに、ニュージーランドのオタゴ大学との共催で国際シンポジウム「大学マネージメント」（平成18年7月28日・オタゴ大学）を開催し、センターからは、日本の国立大学の目標管理型マネージメントの課題と財務分析結果について報告を行い、ニュージーランド教育省及びオタゴ大学関係者との意見交換を通して交流協力関係を深めた。

③ 外国人客員教授の招聘

本年度は外国人客員教授として、台湾から国立台湾師範大学教授（現・国立台中教育大学学長）の楊思偉氏（平成18年5～7月）とフィンランドからタンペレ大学経営学部高等教育グループ准教授のティモ・アレバラ氏（平成18年10～12月）を招聘した。両氏とも、招聘期間中に講演会での報告を行い、ワーキングペーパーを執筆の予定である。

(5) 調査研究成果の公開

① 高等教育財政・財務研究会

高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、「国立大学の経営と地域社会との連携」をテーマに、平成18年5月13日、7月8日、9月30日、11月11日及び平成19年1月27日の日程で年5回（土曜日）実施した。

② シンポジウム

センターの専任教員及び客員教員が行った調査研究活動の成果を公開するため、また当該調査研究について外部の研究者等からの意見・コメントを得る機会の場合としてシンポジウムを開催しており、本年度は平成19年3月10日に、「国立大学の法人化は何をもたらしたのか」をテーマに開催した。

③ 講演会

海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外国人研究者や本センターの外国人客員教授による講演会を年2回程度開催しており、本年度は平成18年4月10日に外国人研究者の講演会、平成18年7月19日と平成18年12月12日に外国人客員教授の講演会を開催した。

④ 研究紀要

センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、本年度は平成18年8月に『大学財務経営研究』（第3号）を刊行した。

⑤ 研究報告等

これまでの研究活動の成果は、前記の研究紀要や研究報告等で刊行しており、本年度は平成18年6月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する全国調査（中間報告書）』を、平成19年3月に『国立大学法人の財務・経営の実態に関する総合的研究』を刊行した。

⑥ 基盤的調査研究の成果

その他各専任教員の基盤的調査研究の成果は資料9のとおりである。

⑦ 社会貢献

高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に全員が学識経験者として下記のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。

山本 清 文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員

丸山 文裕 日本私立学校振興・共催事業団学校法人活性化・再生研究会委員

水田 健輔 文部科学省委託事業「国立大学法人等施設のPFI手法による事業実施効果の評価及び法人制度を踏まえた今後の推進方策の調査研究」有識者会議委員

島 一則 文部科学省教育財政に関する研究会メンバー、日本学生支援機構客員研究員

5 セミナー・研修事業の開催・実施

① セミナー・研修事業の実施状況

本年度のセミナー・研修事業の実施については、年度計画等に基づいて、(1)大学マネジメントセミナー（財務・経営戦略編）（国立大学病院経営セミナーを含む）(2)大学マネジメントセミナー（財務・会計編）及び(3)大学職員マネジメント研修を社団法人国立大学協会（以下「国大協」という。）と連携して実施した。

これらの事業の企画・立案は、それぞれの企画委員会において前年度のアンケートの調査結果等を踏まえつつ、受講対象者（当該企画委員会委員）の要請等を取り入れることにより、参加者のニーズに対応した内容とした。

② アンケート調査の状況

本年度のセミナー・研修事業終了後のアンケート調査については、「全体的な感想」、「各テーマの満足度」、「今後取り上げてほしい事項」及び「意見、希望」等の項目を設定し、参加者のニーズの把握に努めるとともに、アンケートの回収率を高めるため、「アンケート用紙のカラー化」、「調査協力依頼のアナウンス」及び「会場出口での調査協力依頼と回収の呼びかけ」を行った。

アンケート調査の結果は、いずれにおいても回答者のおおむね9割以上が「大変参考になった」もしくは「参考になった」と答えており、参加者の満足度は高かった。

なお、セミナー・研修事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。

(1) 大学トップマネジメントセミナー

a 大学マネジメントセミナー（財務・経営戦略編）の実施状況

国立大学法人等の役員等を対象に、国立大学法人等のマネジメントについての確かな情報の提供と専門的助言を行うとともに、諸課題について情報・経験を交流し、各大学における検討を深めることを目的とし、国大協主催の「大学マネジメントセミナー（企画・戦略編）」に引き続き、平成18年10月に大学マネジメントセミナー（財務・経営戦略編）として実施した。

本年度は、特に財務戦略、人事・組織、外部資金の活用を中心に、法人化のメリット、問題点、経営上の課題や今後向かうべき方向性などについての討議等を実施した。

(アンケートの調査結果)

終了後のアンケート結果は、「大変参考になった(41.4%)」「参考になった(50.5%)」の合計が91.9%であり、参加者の満足度は高かった。

b 国立大学病院経営セミナーの実施状況

学長、役員、事務局長、財務部長、病院長等を対象に、収支規模等において最大の組織である病院経営上の諸課題に的確に対応できる経営能力の涵養を図り、もって国立大学病院の経営改善に資することを目的として、文部科学省、国大協、国立大学附属病院長会議との4者共催により、平成18年11月に国立大学病院経営セミナーとして実施した。

今回は、「経営者向けプログラム」(1日目)と「実務者向けプログラム」(2日目)の2部構成とした。また幅広い参加を促すため、どちらか1日のみの参加や、グループ別討議または講義のみの聴講も可能とするなどの参加形態を取り入れた。

なお、学長、理事、事務局長等の法人本部関係者と病院関係者からのセミナー参加者の均衡が保たれるよう開催通知等で参加者の選考に配慮を求めた結果、法人本部関係者74名(昨年度82名)、病院関係者101名(昨年度88名)、合計175名(昨年度170名)の参加があり、法人本部関係者及び病院関係者の共通認識を深めることが出来た。

(アンケートの調査結果)

終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(24.1%)」または「参考になった(63.9%)」の合計88.0%であり、受講者の満足度は高かった。

(2) 大学財務・経営セミナー

a 大学マネジメントセミナー(財務・会計編)の実施状況

国立大学法人等の担当理事、事務局長、担当部長を対象に、国立大学法人等の財務及び経営に関する基本的知識の習得と実践的な経営能力の涵養を図ることを目的とし、国大協主催の「大学マネジメントセミナー(企画・戦略編)」、「大学マネジメントセミナー(財務・経営戦略編)」に引き続き、平成18年10月に大学マネジメントセミナー(財務・会計編)として実施した。

本年度は、国立大学法人化3年目という状況を考慮しつつ、国立大学法人等の事例紹介や前年度決算の概要説明、財務分析の活用方法など実践的な内容で実施した。

(アンケートの調査結果)

終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(44.5%)」または「参考になった(50.0%)」の合計94.5%であり、受講者の満足度は高かった。

(3) 大学職員スキルアップ研修

a 大学職員マネジメント研修の実施状況

国立大学法人等の財務担当課長等及び財務担当者を対象とし、国立大学法人等の財務管理等に関する専門知識の向上を図ることを目的とし、平成19年2月に大学職員マネジメント研修として実施した。

本年度は講義、実践事例の発表に加え、新たに分科会を導入し、決算規模別に実務に役立つ実践的な内容での討議を行った。また、実務に直結したテーマとして、文部科学省学術研究助成課からの科研費の不正使用防止への取組に関する説明を加えるなど実務型のプログラムとして実施した。

(アンケート調査の結果)

終了後のアンケート調査の結果は、「大変参考になった(41.0%)」または「参考になった(50.8%)」の合計91.8%であり、受講者の満足度は高かった。

6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

本年度は、財務・経営に関する調査研究の成果物として「大学経営危機への対処 第2巻」、及び

「大学財務経営研究第3号」を刊行し、国立大学法人に配付するとともに、本センターのセミナー・研修においても配付した。

② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

本年度は、すでに刊行している国立大学法人経営ハンドブック第1集、第2集に引き続き、「国立大学法人経営ハンドブック第3集」を刊行すべく、編集委員会を4回開催した。

なお、第3集については、より充実した内容にすべく整理を行った上で執筆にとりかかったため、平成19年度早々の刊行を予定している。

今後、第1集、第2集の内容について、必要に応じて更新・充実を図ることとしている。

③ 「国立大学の財務」（平成18年度版）の刊行・提供

本年度は、昨年度刊行した「国立大学の財務」（平成17年度版）に引き続き、各国立大学法人の平成17事業年度決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめた「国立大学の財務」（平成18年度版）を平成19年3月に刊行し、国立大学法人等に提供した。

なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務と新会計基準への対応に関する説明会」を平成19年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部長から詳細に解説した。

④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催

国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成18年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理の事例紹介を行うなど情報提供・交流を行った。

⑤ 「国立大F&Mマガジン（メールマガジン）」の創刊

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するための情報提供活動の一環として、文部科学省等からの情報、研究レポート、各大学の経営情報、経営相談Q&A、各種事業等の案内等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大F&Mマガジン」を月1回程度発刊している。

また、バックナンバー等をホームページに掲載し、広く普及に努めた。

《配信件数：1,585件（平成19年3月現在）》

7 財務・経営の改善に関する協力・助言

① 共通課題の情報提供と国立大学等の求めに応じた経営相談

a 本年度は、昨年度末に社団法人国立大学協会から経営相談に関する要請があったことを受け、経営相談体制を構築すべく、国立大学法人の部・課長等の参画を得て準備会を開催し、経営相談事業の実施方法等について検討を行った。

b 前記の検討内容を踏まえ、平成18年9月1日にセンターに「経営相談室」を設置し、文部科学省等の支援・協力の下、現場実務に着目した経営サポートによる経営支援・相談事業を開始した。経営相談室には、現場実務に対応する「財務経営支援研究会」と病院経営に特化した「病院経営支援研究会」を設置し、国立大学法人等の部長、課長等を調査・相談員として委嘱し、先進事例の収集、分析・検証、情報提供などの活動を開始した。

c 病院経営支援研究会については、病院経営に関する有識者を講師に招いて、勉強会を開催した。

d 本センターのホームページに経営相談室専用のページを設け、8大学12件の経営改善方策の事例を掲載するとともに、研究会の調査・相談員が訪問調査を実施し、収集、分析・検証した先進事例を「17事業年度取組事例」として掲載した。

e 国立大学法人等からの相談等については個別の案件として、直接来訪や電話による問い合わせ等により相談を受けており、文部科学省とも連携して対応した。

f サビー（文書検索）システムを活用して、経営情報として新聞記事、雑誌掲載記事などの把握、収集に努めた。

② 不用教育研究機器の有効活用

本年度は、(独)高エネルギー加速器研究機構等から33件のリユース登録があった。また、日本電子顕微鏡学会及び自然科学研究機構からシステムに関する問い合わせがあった。さらに、平成18年度関東甲信越地区国立大学法人等会計部課長会議においても承合事項として挙げられた。

なお、本事業については、平成19年度以降は実施しないこととしている。

8 大学共同利用施設の管理運営

① 大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上）

大学共同利用施設の有効利用については、稼働率の向上（中期計画においては全体として7割程度の稼働率の達成を目標）をめざし、会議室等に係る利用案内の窓口での配布、関係機関等に対するPR、公私立大学へ役員の直接訪問等を行った結果、本年度の全体の稼働率は、76.8%となり、前年度（67.1%）に比べ9.7%アップし、目標を達成した。

また、本年度は更なる利用促進やサービスの向上を図るため、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、来年度から本格的に稼働させるべく運用にあたっての試行・検証を行った。

② サービスの向上（満足度の向上）

利用者の満足度を高めるため、前年度に引き続き、好評であった会場設営サービス、外部利用者に対する会場受付・設営、食事等のサービス業者の紹介業務を行い、サービスの向上に努めた。

また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ることができた。

一方、利用に当たって、機器や機器操作盤の改善など要望があり、予算の範囲ではあるが、速やかに対応した。

（1）学術総合センター共用会議室の管理運営

① 学術総合センター共用会議室等の管理運営

学術総合センター共用会議室等の適切な管理運営の実施や施設利用の一層の促進を図るために、これまで行ってきた会議室等に係る利用案内の窓口等での配布を継続に努めるとともに、好評であった会場設営サービス等を引き続き提供し、サービスの向上に努めた。また、外部利用者が直接ホームページから施設予約や利用に関する情報を得ることのできる「会議室予約管理システム」を導入し、平成19年度早々の本格稼働に向けて試運転・検証を行った。

さらに、本年度は、会議室予約管理システムの導入に伴う管理業務全般（統括管理業務、窓口受付業務、会場設営業務、会議室管理業務他）の外部委託を実施し、入金管理の強化及びシステムの運用を含めた利用サービスの向上を図った。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

学術総合センター共用会議室等の稼働率は、本年度は39.2%（前年度37.0%）であった。今後も、PR活動とともに、会議室予約管理システムの活用により、稼働率の向上に努めることとしている。

（2）キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

① キャンパス・イノベーションセンターの管理運営

キャンパス・イノベーションセンターの適切な管理運営の実施や施設利用の促進を図るために、これまで、会議室等に係る利用案内の関係機関等へ配布などのPRに努めた。また、センターのホームページに掲載している施設利用案内において、予約や仮予約を受け、一時利用室の予約状況を表示できるようにするなど、施設利用の促進に努めてきている。

キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務は、事務効率化を図るために、その全体について平成16年度当初から外部委託としている。

なお、キャンパス・イノベーションセンター東京地区については、入居者から要望のあった夜間警備業務の外部委託を実施した。

さらに本年度は、キャンパス・イノベーションセンター東京地区におけるイベント情報、活動状況を発信するため、専用のホームページを立ち上げ、情報発信の強化に努めた。来年度は、キャンパス・イノベーションセンター大阪地区についても、専用のホームページを立ち上げる予定である。

② 施設利用の促進（稼働率の向上）

キャンパス・イノベーションセンターの本年度の稼働率については、東京地区は、91.0%（前年度87.6%）であり、大阪地区は、67.7%（前年度42.6%）であり、全体としては、82.9%（前年度71.9%）となった。

また、本年度専有利用については、東京地区は100%を達成しており、大阪地区についても84%（前年度78%）となっている。

なお、一層の利用促進を図るために、外部へのPR活動を実施するとともに利用者の満足度を高め、さらなる利用を促していくものとする。

9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

a システム構築の進捗状況

国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築に当たっては、各国立大学法人の決算に係る財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を取りまとめた「国立大学の財務」の分析指標等を参考にシステムの構築を行うことから、前年度はこれらを踏まえた基本的なシステムの仕様書（案）を作成した。

本年度は、前年度に作成した仕様書（案）に基づき、具体的なデータベースシステムの構造、Webシステムの構造等について検討を重ね、国立大学法人の財務概要及び特種別・規模別等による財務諸表と財務比率（財務の健全性・安全性、活動性、発展性等）等で構成する情報提供システムを構築した。

システムの構築に当たっては、システム開発段階において文部科学省や「経営相談室」の調査・相談員（国立大学法人部・課長等）と財務情報に関し、連絡・調整を図りつつ構築を行った。

また、来年度からの各国立大学法人等に対する供用開始に向けて、最終的な運用テスト等を実施した。

10 旧特定学校財産の管理処分

① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」により、その利用が図られようとしているところである。

「ひろしま『知の拠点』再生プロジェクト」では、広島市及び広島大学が主催者となって選考委員会を立ち上げ、プロポーザル方式で民間事業予定者を選定し、選定された民間事業予定者が土地取得や施設整備を実施することとしており、跡地を「知の拠点」の核となるゾーン、「知の拠点」を支えるゾーンに区分し、「知の拠点」の核となるゾーンには国際人材育成センター（広島大学等で構成する大学コンソーシアムが利用）の機能を導入することが必須条件となっている。

広島市においては、当初、平成18年度中に当該プロジェクトを実施する事業予定者の決定を行うこととしていたが、選考委員会における最終の選考が平成19年4月となったところである。（なお、広島市からセンターに対し、平成19年4月24日付で事業予定者を決定した旨の通知があった。）

今後、広島市及び広島大学と事業予定者との間で事業実施に関する協定が締結される予定であり、センターとしては、協定が締結され次第、事業予定者に跡地を売却する予定である。

また、跡地管理に係る広島市の応分の協力については、跡地の一時利用について、広島市の関係団体のホームページや窓口でのチラシ配付等によりPRを行うなどの協力があつたところであるが、一時利用の申込はなかつたところである。

② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

平成18年5月末までは、用途に応じて（当該利用用地として文化庁、地下道構築物用地として東京地下鉄（株）、マンホール用地として東日本電信電話（株））それぞれ土地の賃貸借契約を締結した。

平成18年6月以降は、国立新美術館が竣工し独立行政法人国立美術館へ引き渡されたことから、国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館と土地の賃貸借契約を締結した。

なお、文化庁においては、当該跡地の分割購入経費について平成19年度概算要求を行い、平成19年度予算において63億円の予算措置がなされたところである。

1.1 承継債務償還

① 承継債務償還の状況

センターは、旧国立学校特別会計の財政融資資金からの長期借入金（債務）を一括して承継しており、センターと国立大学法人との間で締結した協定書に基づき、国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、財政融資資金への償還を行った。

② 具体的手続き

- a 協定書に基づき、前年度に「平成18年度における債務負担額について」の通知を発出した。
- b 各国立大学法人の納付期限の数日前に、センターからeメールで各国立大学法人へ連絡を行うことにより、各国立大学との確認を実施した。
- c 各国立大学法人から納付される金額を徴収するとともに、承継債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いを実施した。

（本年度償還実績）

（単位：百万円）

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	利 子支払額	年 度 末債務残高	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	851,676	76,548	25,202	775,128	76,548	25,202
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	851,676	76,548	25,202	775,128	76,548	25,202

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

III 短期借入金の借入状況

平成18年度においては、短期借入金の実績はなかった。

IV 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成18年度においては、予定しておらず、実績はなかった。

V 剰余金の使用実績

平成18年度においては、剰余金使用の実績はなかった。

VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画の策定・実施状況等

(1) 人事に関する計画

① 人事管理の方針

本年度は、経営相談室を設置するなど業務量及び業務内容に応じて柔軟な組織体制とした。また、文部科学省、財務省及び国立大学法人等との人事交流により質の高い人材の確保を図った。

人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。

② 職員研修

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、可能な限り参加させた。